

豊島区広報

区議会特集号

昭和43年4月20日 第14号
編集 豊島区議会
事務局
発行 豊島区民部
区民課広報係
電話 (981) 1111

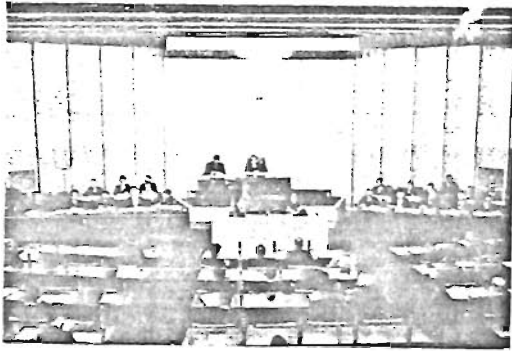
昭和四十三年度各予算原案通り可決

第一回定例会

二月二十六日招集された本年第一回定例会は、区長から提案された昭和四十三年度当初予算を含む二十一議案を、いづれも原案どりを可決したあと、選挙管理委員四名と同補充員四名を指名推せん。続いて議員提案による意見書二件を可決し、三月二十七日閉会されました。

議決された議案

- 特別区道路線の認定(二件)
要町2丁目32より38番地及び
下川町1丁目2より3番地
- 特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更について
- 区民の交通事故による災害共済及び地方公務員災害補償法に定められた議員その他非常勤



に支給される率に準じて算定する。

- 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

- 民生委員推薦会委員等各種委員、結婚相談員等各相談員及び学校医等に対する報酬及び費用弁償をそれぞれ改訂
- 社会教育に従事する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 社会教育に従事する非常勤職員
の報酬及び費用弁償をそれぞれ改訂
- 豊島区奨学基金条例の一部を改正する条例

- 篤志家より寄せられた二十五万円を奨学基金に加え合計四百四十万円とする。
- 豊島区生業資金貸付条例の一部を改正する条例

- 資金貸付限度額を一万五千円より二万円に引上げると共に連帯保証人二名を一名とする
- 豊島区立保育所条例の一部を改正する条例

- 新設の池袋第三保育園を条例に加える。
- 豊島区立総合センター(仮称)新築工事に伴う電気設備工事請負契約について

- 電気設備工事を三七九〇万円をもって大成建設株式会社と契約するもの。

- 豊島区立総合センター(仮称)新築工事に伴う給排水衛生空調設備工事請負契約について

- 給排水、衛生、空気清浄調節設備工事を七一六〇万円をもって三建設工業株式会社と契約する。

- 昭和43年度、一般会計予算
総額五十二億五千七百五十三万円
- 昭和43年度、公益質屋事業会計予算
総額四千二百五十四万円

- 昭和43年度、国民健康保険事業会計予算
総額十二億九百三十二万八千円。
- 昭和42年度、一般会計補正予算(第五号)
42年度最終の補正予算であり
補正額は八、八七四万三千円
でいずれも職員給与の不足分
である。

- 昭和42年度、公益質屋事業会計補正予算(第一号)
右と同じ理由によるもので、
総額二八万八千円。
- 昭和42年度、国民健康保険事業会計補正予算(第一号)
補正予算額三三、二二万四千円
右と同じ理由による。

- 昭和43年度、一般会計補正予算(第一号)
新年度第一次補正予算で総額
四千二百一十一万六千円である。

- 勤職員の公務災害補償を23区共同事務として取扱うこととする。
- 豊島区の非常勤の特別職の職員の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 前記条例のとおり23区共同でこの事務を行うこととなったため廃止するものである。
- 豊島区職員の公務災害補償に伴う付加給付に関する条例
- 地方公務員災害補償法の施行により区職員の休業補償が、従前のものに比し二割減となるためその不足分を付加給付するものである。
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 退職手当を受け取る受給者から申し出があるときは口座振替の方法によることができる。
- 豊島区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議員の期末手当を都議会議員

議決による 新年度予算の主な事業

昭和43年度予算により予定されている主な事業はつぎのとおりです。

○総合センターの建設

豊島公会堂わきに昨年から建設中のところ本年完成の予定

○交通安全対策

歩道橋、交通標識、ガードレール、通学路安全対策等の保安設備

○住居表示整備

未施行地の約二分の一にあたる三百三十万平方メートル、四万世帯が対象

○出張所改築

第九出張所を鉄筋二階建に改築し分室を廃止する。

○保育所建設

池袋第三保育園(池袋二ノ一〇一九)が五月に開園するのに引き続き、高松一丁目及び要町三丁目に完成する予定

○生業資金の増額

前年に比し五百万円を増額し、貸付限度額を従前の十五万円より二十万円に引上げるとともに、連帯保証人を従前二人を一人とする。

○環境衛生対策

昆虫、むずみ、南京虫の駆除
閑地除草を従来は町会をわず

らわしていたが、本年は直接区が年間四回程度行う。

○零才児保育

五月開園の池袋第三保育園で試験的に実施する。

○商工融資の増額

設備資金に一千万円を増額し利用者の要望にこたえる。

○勤労青少年センターの建設

大塚駅前の都営高層住宅の二、三階に一、六七九平方メートルより二ヶ年計画により建設

○道路新設改良費

本年は特にコンクリート舗装工事に重点をおき一七、〇二〇平方メートルを施工

○水銀灯新設

本年は五ヶ年計画の四年目にあたり前年同様一、二〇〇灯を新設

○北池袋駅踏切横断地下道建設

交通難解消のため、東上線北池袋駅前踏切に横断地下道を建設する。

○危険校舎改築

第一次補正予算を加え、小学校四一教室、中学校八教室、合計四十九教室分を建設

○体育館建設

大成小学校、栗鴨小学校、日出小学校の三校に建設

○視聴覚教室の充実

フィルム百巻、映写機二台を購入

◆委員会の動き◆

2月27日、予算特別委員会

本会議終了後正副委員長互選

2月29日、厚生委員会

議案三件と請願を審査

3月1日、総務委員会

議案六件と請願陳情を審査

3月2日、文教委員会

議案一件と請願陳情を審査し区内学校視察を行う。

3月4日、財務委員会

議案二件と請願を審査

同日、区民委員会

請願及び陳情を審査

3月5日、予算特別委員会

総括質問ののち議会費及び総務費の一部を審査

3月6日、豊島調都心特別委員会

会

豊島区再開発基本計画の調査研究についての中間報告

同日、特別区制調査特別委員会

事務事業移管後における行財政上の問題点について審査

3月7日、建設委員会

議案二件と請願陳情を審査したのち請願個所を視察

3月8日、予算特別委員会

総務費について審査

3月9日、予算特別委員会

民生費の一部を審査

3月11日、予算特別委員会

民生費の残りと産業経済費を審査

3月12日、予算特別委員会

土木費について審査

3月13日、予算特別委員会

教育費の一部を審査

3月14日、文教委員会

請願を審査、区内小中学校を視察

3月15日、厚生委員会

請願を審査

3月16日、建設委員会

請願陳情を審査

3月18日、予算特別委員会

教育費、公債費、諸支出金、予備費について審査

3月21日、予算特別委員会

歳入全部、公益質屋会計、国民健康保険会計及び第一次補正予算を審査

3月22日、予算特別委員会

最終審査と区内視察を行い、43年度当初予算の審査全部を終了

3月23日、建設委員会

陳情、請願を審査

選挙管理委員会委員

豊島区東鴨六ノ一、二二〇

今井 剛氏

東鴨五ノ一、一七一

坂元 孝吉氏

池袋一ノ六、一五

崎山 健一氏

同 西池袋四ノ二四ノ一八

同 関口 計雄氏

☆一般質問☆

◇区政地区委員制度は終戦後の混乱時代に発足した画期的制度であったが町会自治会の発達した今日屋上屋を重ねるものであり廃止すべきでないか。

●昭和24年に区政の末端浸透と区民の方々の意見を聞くという趣旨で発足したものであるが改廃については今後充分相談の上検討したい。

◇昭和43年度予算編成に当り自主財源を多額に持出しているが財政調整の折衝に積極性が足りないのではないか。

保育園の建設は消極的でないか強化策があるのか。

幼稚園設置について調査費に十万円を組んでいるが補正予算で設置する意志ありや。

●財政調整は23区区長会としては不満ながら存したのであるが今後の個々折衝には積極的に当りたい。保育園は五ヶ年計画通り実施されており、その後、法の改正により収容人員が増加するので当初の計画より多く収容できる。公立幼稚園は23区中14区に一二九園設置されているが、単独は僅か九園で残りは全部学校併設である。この場合狭い校地に併設することの可否、更に運営の面でどうか等、前向きな姿勢で調査研究したい。

◇婦人労働者の増に伴い保育を必要とする幼児の数が増している、五ヶ年計画による保育園数では不足ではないか。

容才児保育に当って保母の労働時間延長と労働強化に対する対策として増員をどう考えるか。容才児保育は保育園に併設が適当と思うがどうか。

●保育園建設は財政面で苦慮している、保母の増員については適当な希望者が得られず困っている、併設問題は43年度の保育園建設計画は一応容才児も収容できるように設計されているが独立か併設かは今後の課題として検討したい。

意見書

失業対策事業就労者の待遇改善に関する意見書

失業対策事業は「緊急失業対策法」の制定以来既に二十年以上及ばんとしております、本制度については失業者に就労の機会を与えその生活の安定を図るとともに経済の興隆に寄与することを目的として実施されているものであります、これらの就労者に対する賃金その他の処遇については本米政府の国庫補助と合せて事業主体である東京都が保障すべきものと考えられます、

しかしながら昨今の経済成長

等を鑑みるにこれら就労者の賃金は一般労働者層に比して著しく低額であり且つ就業条件も亦依然として何等改善されておらないのが実情であります、加えて最近の諸物価、公共料金等の値上りと相まってその生活は一層苦しくこれ等労働者の実態を看過することはできないものがあります。

よって政府並びに都当局におかれては、かかる失対事業就労者の生活実態と近時作業能率も向上し相当高度の技術を要する作業をも消化している現状を十分推察の上就業条件の改善、賃金の引上げ、交通費の支給その他傷病死に対する弔慰金、或いは就職支度金の給付充実等について特段の配慮を講ぜられんことを強く要望いたします。

都市計画法、都市再開発法

建築基準法に関する意見書

政府は目下都市への急激な人口集中に伴う都市構造の複雑化に対処することを目的として掲げ、国会に都市計画法案及び都市再開発法案を提案され、またこれに関連して建築基準法の改正を企図せんとしております。

しかしながら、これ等一連の法案の中には、いわゆる中小容細業者に対する圧迫、更には一般住民の自己住宅建設に与える強い規制が含まれるやに仄聞さ

れますがこれが実現の暁にはひとしく住民の私有権及び生活権侵害が生じることを憂慮されるものであります。

そもそも都市の開発は公共の福祉増進と併せて地域住民の利便と生活の向上を図ることを目的として行われねばならぬものでありこのことを考慮せず公共の福祉という名のもとに住民の生活権並びに中小容細業者の営業権を脅かすものであってはならないと思料するものであります。

よって政府当局におかれてはかかる点を十分勘案の上慎重なる態度をもって前項の意を十分尊重しこれ等の法案に対して落処されんことを要望いたします。

請願・陳情

採択された分

- 東京法務局豊島出張所設置に関する請願
○区職員の増員に関する請願
○財政的事情もあるので、緊急性を要するものから順次趣旨に沿って実施に移される方向で理事者において考慮されたい。
○保育園増設に関する請願(旧中央児童相談所跡地)
○都当局と折衝の上趣旨に沿って努力されたい。
○区立保育園の保育時間の延長

に関する請願
保母の増員を図る方向と併せて、当面の現状において保母の労働条件を勘案しながらできるだけ趣旨に近づけられるよう努力されたい。

○保育所問題に関する請願(容才児保育について)
実施に当っては万全の措置を講じられるよう配慮されたい
○母子相談員の常勤化に関する請願
○婦人相談員常勤化促進に関する請願
右二件、趣旨に沿うよう努力されたい。

○公立幼稚園設置に関する請願
理事者において充分研究されたい。(二二件)
○精神薄弱児、者の教育、福祉等に関する請願
○区立西栗鴨中学校木造校舎の鉄筋改築、校庭拡張ならびにプール新設に関する請願
趣旨に沿って努力されたい。

○学校通学路安全対策に関する請願
現地の事情を十分勘案の上請願の趣旨に沿って理事者において善処されたい。
○雑司が谷公園を児童遊園として整備することの請願
本請願の趣旨に沿って措置されるよう考慮されたい。

○池袋二丁目児童遊園地設置についての請願
○都市計画法、都市再開発法、建築基準法などに関する請願
関係当局へ意見書を提出した。

○東上線北池袋駅前踏切歩行者専用地下道建設に関する請願
地下道として早急に実現されるよう努力されたい、なお予算面において他の事業に大きな影響を与えないよう配慮を講ぜられたい。

○維持労働者の年末手当支給に関する請願
○早朝清掃労働者の年末手当支給に関する請願
○日雇労働者の年末手当支給に関する請願
○失対労働者の年末手当支給等に関する請願

○日雇労働者の賃金引上げ等に関する請願
○維持労働者の身分保障に関する請願
○日雇労働者の年末手当等支給に関する陳情
右四件のうち年末手当はすでに措置済みであり他は関係当局に意見書提出

○区立駒込小学校校舎改築に関する陳情
趣旨に沿って努力されたい。
○児童公園設置に関する陳情
現状を勘案の上趣旨に沿うよ

う努力されたい。

○簡易信号機等設置に関する陳情(長崎一ノ二〇)

リードミラーの設置か又は信号機設置について考慮された。

自治権拡充大会

超党派で開かる

区長の公選、特別区の財政権確立、住民の生活に身近かな事務事業の特別区への移管という三本の柱の実現を期する「特別区自治権拡充大会」が去る二月十六日九段の千代田公会堂で開かれました。この大会は23区特別区議会の主催によるもので議員及び各団体代表等約一千名が超党派で集まり、本区も議長、委員長を先頭に「区長公選」「財政権確立」「事務事業移管」のタスキを肩に参加いたしました。大会は政府当局に対する陳情文と決議文を満場一致で可決したあと、都内選出各派代議士及び美濃部都知事の祝辞があり盛會裡に散会しました。

決議

本日(二)に二十三特別区議会の総意により、特別区自治権拡充大会を開催し、つぎの項目を主体とした陳情書を関係方面に提出し、もって完全自治区の実現を要望する。

- 一、特別区長の公選制実現
 - 一、特別区の財政権の確立
 - 一、特別区への事務事業の移管
- 右のとおり決議する。
- 昭和43年2月16日
特別区自治権拡充大会

自治権拡充に関する陳情書

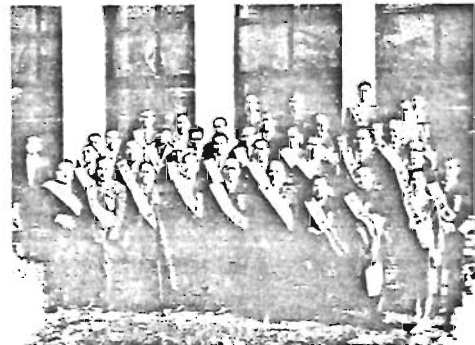
一、要旨

- (一) 特別区長の公選制実現
- (二) 特別区の財政権の確立
- (三) 特別区への事務事業の移管

二、理由

(1) 区長の公選制につきましては、区民の望望久しき制度でありまして、都政調査会の世論調査にも見受けられるとおり、その公選を望む声は極めて強く、特別区行政の責任制と独立制を昂揚するためには、是非共実現を必要とする問題と考えます。とくに憲法第九十三条にも明白に規定されており、区政を民主化する根本であります。

(2) 財政権の確立につきましては、特別区税も明らかに規定されており、最近における特別区の高度都市化は目覚ましいものがあり住民の要望にこたえるためには、財政権は更に一段の



確立を必要とするに至っておりますので、時代の急激なる変貌に処し得るよう格段の措置を願いたく存じます。

(3) 事務事業の移管につきましては、昭和四十年四月大巾な移管が実施されましたが、区民に直結する事務事業で移管すべきものが多々残存すると考えますので、区民の福利増進の見地より、これを促進をお願い致します。

以上は、特別区の自主性は勿論、最近における都市の高度化に対処するためには、必須なる根本的条件であります。又近時伝えらるる如き「東京市構想」などのような行政区画化云々の逆行論に至っては、良識をもっては考えられない事柄であるので

反対いたします。

白局におかれましては、特別区自治の拡充に対し格段の御考慮を願わしたく、本日ここに二十三特別区議会議員を中心とする大会における決議に基づき陳情申し上げます。

昭和43年2月16日

特別区自治権拡充大会

解説

昭和22年地方自治法の制定により、特別区は一般の市と同じ資格を持つ自治体として生まれ、区長は住民の選挙で選び、区民のくらしに身近かな行政は特別区で取扱うことになっていました。然るにこの住民自治が育たないうちに保健行政、福祉行政、都民税、法人住民税などがつきつきに都に取上げられ、昭和27年には区長の公選制までが廃止になりました。以来区長公選制の実現、財政権の確立、事務事業の大幅移管の三つのスローゲンを掲げ、絶え間のない運動を続け、とくに区長公選については各区議会は勿論、東京都議会でも決議し自治法改正の運動を続けて来たのであります。

懸案の北池袋駅前踏切の交通難解決へ

あかすの踏切としてその解決

が強く望まれていた東上線北池袋駅前の踏切について地元区民より跨線橋建設方の請願が出され、区議会は昭和41年3月これを採択し実施のため調査研究を行っていたところ、昭和42年6月に至り新しく地下道建設方の請願が提出されました。爾来区議会は二十数回に亘り委員会を開き慎重に審査を重ねると共に鶴見跨線橋、灰濱地下道等を視察し、区民の利便と安全の面を考察し調査検討の結果、地下道を採ることになりました。3月26日開かれた本会議で地下道建設の請願が採択となり併せて新年度予算に用地買収費を含め総額七、一一〇万円の建設費が計上されいよいよ本年度実施の運びとなりました。

